

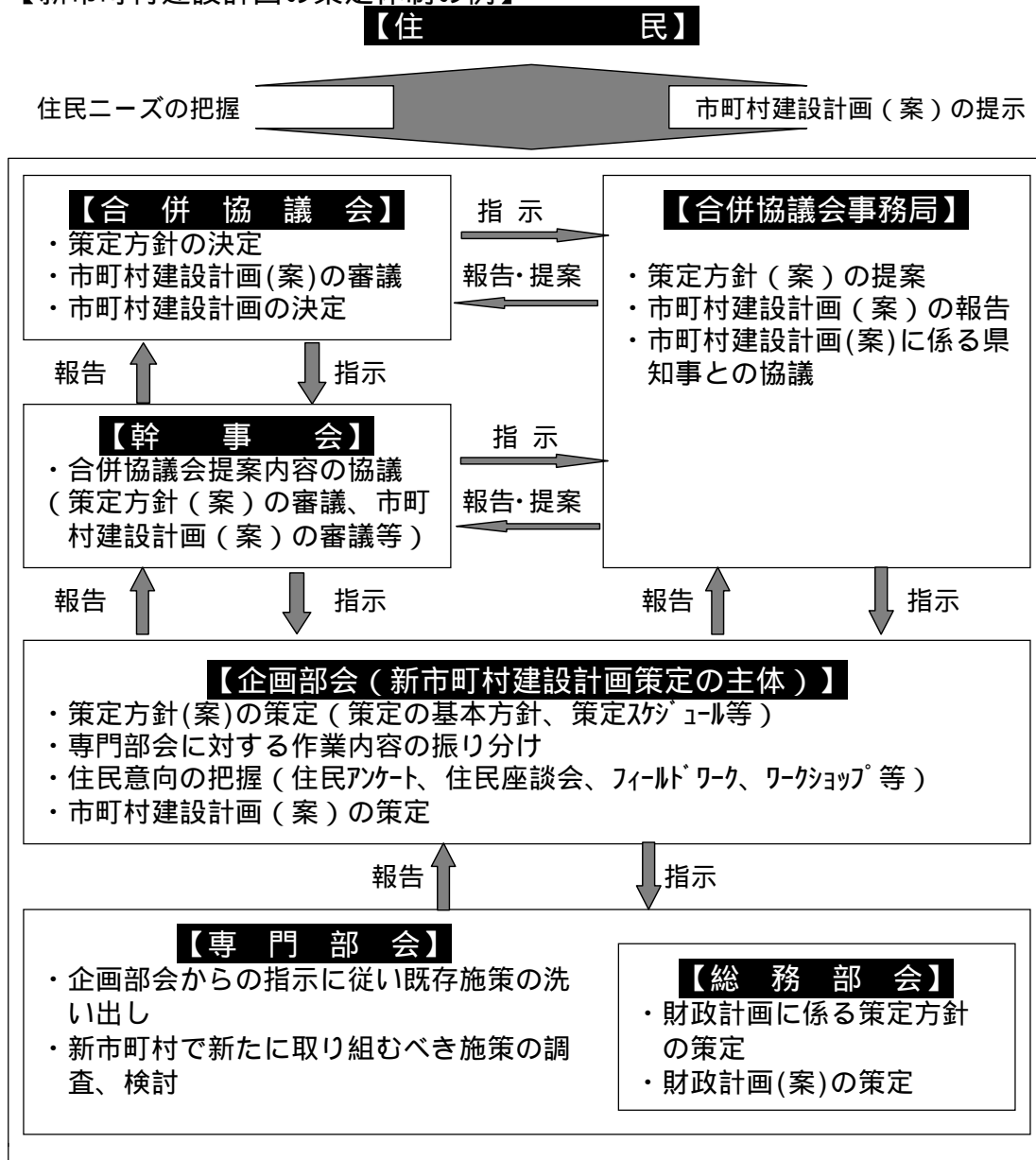
策定方法

1 策定体制

市町村建設計画を策定するにあたっては、将来のまちづくり全般に関わるものであることから、関係市町村長及び議会並びに協議会と協議会に設置される全ての専門部会・分科会が関係しますが、特に、策定作業の中心となるのは、市町村建設計画案の取りまとめを担当する企画部会や財政計画を担当する総務部会であり、これらと事務局が密接な連携の下に市町村建設計画を策定していく必要があります。

これまでの先進事例を参考に、一般的な策定体制を整理すると、次の図のとおりとなります。

【新市町村建設計画の策定体制の例】



2 策定の手順

(1) 市町村建設計画策定の流れ

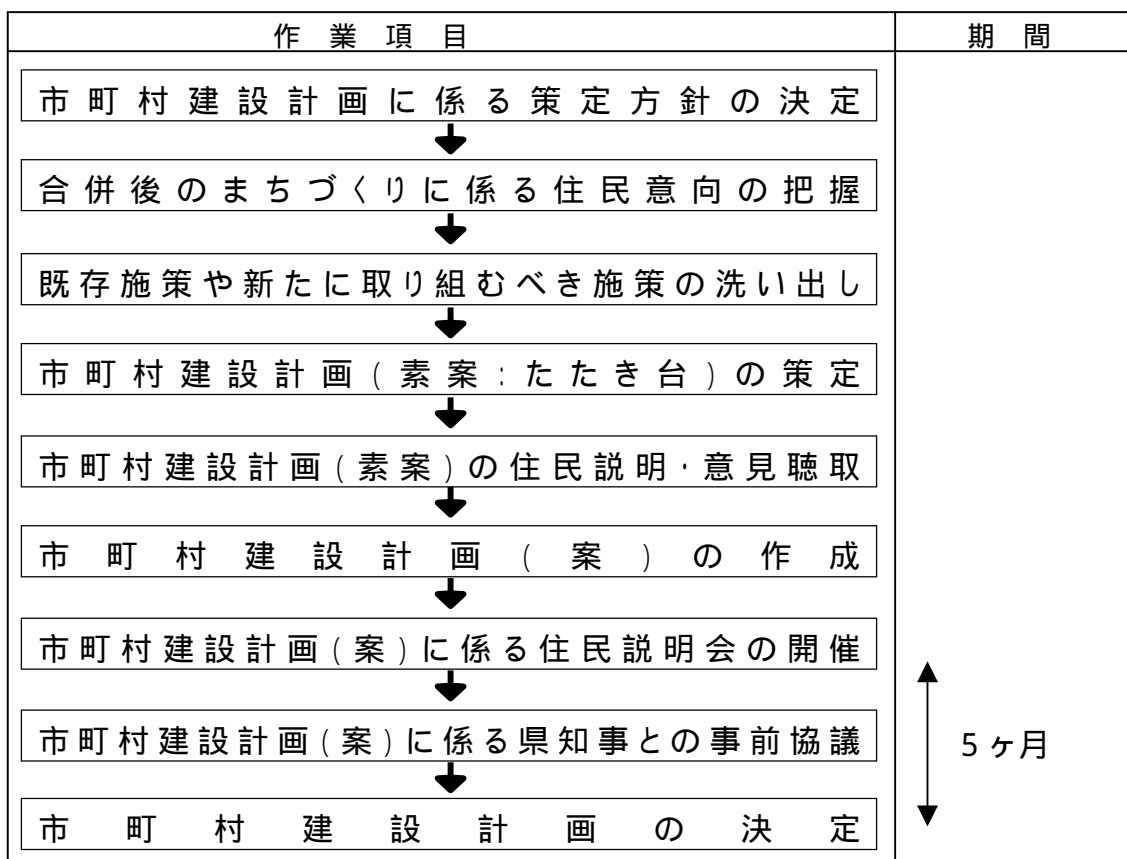
合併協議会が行う市町村建設計画の策定について、これまでの先進事例を参考にしたオーソドックな策定の流れは(2)のとおりとなります。

全国的なこれまでの先進事例では、法定協議会において、まず市町村建設計画の策定方針やスケジュール等から協議を開始し、合併後のまちづくりに係る住民意向を把握するとともに、専門部会等で、既存施策や新たにに取り組むべき施策を洗い出しながら、計画の素案を作成します。

素案ができたところで、住民に説明し、住民の意見も踏まえたうえでさらに計画づくりを進めます。こうした住民意向の把握には、住民が主体的に参加しやすいワークショップやアンケート調査等が積極的に行われています。

その後、法定協議会としての市町村建設計画案を固めたところで、改めて住民への説明を行うとともに、合併特例法第5条第3項に基づく県知事との事前協議を行って、市町村建設計画を決定することとなります。

(2) 策定の流れ図(例)



市町村建設計画(案)に係る県知事との事前協議の詳細については、後述する。

3 住民意向の把握

市町村建設計画で示す地域の将来ビジョンは、地域の課題を踏まえ、地域の資源を基に魅力ある地域づくりを進めるための夢を加えて創り上げていく必要があることから、行政や議会の判断や考え方だけでなく、地域住民の意向を十分踏まえて策定する必要があると考えます。住民の意向を把握するにあたっては、住民が直接参加できる方法を工夫し、住民のアイデアを広く求めることによって、全国画一的ではない、地域独自の個性的なビジョンづくりが可能となります。住民参加の目的・効果としては以下のようなものが考えられます。

- ・住民のニーズを正確に把握すること

近年の社会経済情勢の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化等を受けて、住民の行政に対するニーズも複雑かつ高度化しており、こうしたニーズを正確に把握しながら行政運営を行っていくことが要請されています。このため、特に新しい市町村の将来の行政運営の基本方向を示す市町村建設計画の策定において、各種の住民参加の手法を積極的に活用し、住民の多様な意見や要望を的確に把握しておく必要があります。

- ・住民が真に地域づくりの担い手となること

地方自治の本旨としての住民自治を充実させるためには、住民が行政サービスの客体としての地位にとどまることなく、自治の主体として公共的な役割を果たし、地域づくりに積極的に参加することが、これまで以上に必要となっています。そうした観点から、合併協議において、合併後の地域のあり方を示す市町村建設計画の策定に住民自ら参加することが欠かせません。

- ・各種施策が円滑に実施できるようになること

市町村は多種多様な施策を実施していますが、そうした施策の中には住民間の利害が対立するものもあります。このような施策は、市町村と一部住民との間にトラブルを生じ、実施が困難になることもあるため、市町村では計画の策定に際して、こうした課題については住民と十分に議論し、理解が得られるよう努める必要があります。このことは、施策の実施に伴うトラブルを未然に防止し、その実施を円滑にするための基本的条件となります。

具体的な住民意向把握の方策としては、以下のようなものが考えられます。

(1) アンケート調査

アンケート調査を行うことで、住民のニーズを探るとともに、市町村建設計画策定への住民参加の気運を醸成することができます。アンケート項目の具体例としては、性別・年齢・職業・日常生活の行動範囲等の住民生活の身近な質問はもとより、市町村の現状・将来的に期待する市町村の姿・今後重要だと思われる施策・緊急に取り組むべき施策などについて質問項目に取り入れることにより、住民意識を類型化して分析把握できるよう調査票の設計を工夫する必要があります。具体的な作業の手順を示すと、

調査目的の明確化

調査票の設計

調査対象の抽出

調査票の配布回収方法の決定

調査票の印刷・配布

調査票の回収、集計

集計結果の解析

となります。

また、これからの「まちづくり」について、提案はがき、投書等により住民の意見を募集する方法も考えられます。こうした方法は、アンケート調査に比べて普遍性、客観性において若干劣りますが、住民の知恵、ユニークなアイデアを引き出すには有効な方法です。

(2) 住民懇談会

住民懇談会は、住民同士あるいは行政と住民が自由に今後のまちづくりについて論議し、行政施策の推進に参画していく場です。この方法は、まちづくりや具体的な施策の展開に、多くの住民の意思を反映させることができる、最も基本的な住民参加の方法と言えます。しかし、従来一般的に行われてきた住民懇談会は、ともすれば住民が地区の要望を行政に訴えたり、行政側から一方的な説明をする場になりがちです。市町村建設計画の策定過程における住民懇談会は、住民同士あるいは行政と住民とが建設的な対話を自由に行えるよう、テーマを絞って進めることが望まれます。

住民懇談会では、合併の取組状況や市町村建設計画案、今後の方針等の情報を積極的に提供することにより、合併についての住民への周知・啓発を図るとともに住民からの意見を募ることで、より民意を反映した市町村建設計画を策定することができます。

なお、住民懇談会は、地区を考慮した地区懇談会のほか、地区代表者会議

や、各種職域、各年齢層を考慮した各種団体会議、婦人会や青年団、特定課題に係る住民の会議等も考えられます。

(3) 住民ワークショップ

意義

「住民ワークショップ」とは、地域に関わる様々な立場の人が参加して、合併後のまちづくりの課題や方向性について、公平かつ創造的な共同作業を通じて、地域の資源の発見や新市町村の将来像、建設計画策定後の関わり方の検討などを行う集まりです。会議の一種ですが、通常の会議と異なるのは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていること、参加者の創造行為と合意形成に焦点をおいていること、形式張っていないことなどです。あらかじめ決まった結論に導くのではなく、いかに意味ある意見交換の場をつくるかということを重要視します。また、ワークショップの具体的成果を参加者が共有することも重要です。

留意点

ワークショップを開催するにあたっては、以下のような点に留意する必要があります。

ア．目的を明確にすること

何のためにワークショップを行うのかを主催者側はよく話し合っておく必要があります。例えば、市町村建設計画を住民の方々に納得してもらうために行うのか。計画にいくつかの代替案あり、住民の方々に選択してもらうために行うのか。あるいは、計画に対する地域ニーズを把握するために行うのか。また、これから地域で必要とされる計画は何かを地域の住民の方々といっしょに探るために行うのか。住民の中には、行政が計画を決めてそれを押しつけられるといった思いを持っている人もおられるため、住民にわかりやすく明確な目的を掲げる必要があります。

イ．成果の反映を明確にすること

ワークショップで得られた成果が計画にどのように生かされるのかを明確にしておく必要があります。そうすることによって、住民の参加意識やモチベーションが高まることも期待できます。

成果を反映する際には、何が可能で、何が不可能なのか、そして何がグレーなのかを明確にしておき、グレーなものはどうすればより可能性が高まるのかについて、常に検証する姿勢が欠かせません。また、反映が不可能である場合は、なぜ無理なのかを住民に分かりやすく説明する

必要があります。

ウ．多様な住民の参加を得ること

ワークショップには様々な人が参加することが重要です。地域の問題解決の力は、地域にあると考えられますが、ワークショップに参加する人が偏っているだけでは十分にその力を引き出すことができません。ものわがりのいい人だけが集まっているのは、運営する方としては気楽ですが、地域の抱える問題の本質に触れることなく表面的な議論に終わる可能性があります。できるだけ多様な価値観と視点を持った人が参加できるように努力することが、後々良い成果を生むと考えられます。

具体的には、広報誌で参加者を公募するだけでなく、参加の呼びかけを対象地域全戸に、あるいは街頭で配布するなどの方法があります。

効果

ア．住民と行政の信頼関係の構築

住民と行政が同じテーブルで情報を交換し、知恵を出し合うという体験を通じて、住民側には「行政は一方的に計画を押しつけるだけではない」という意識、行政側には「住民は一方的に要求するだけではない」という意識が相互に生まれてきます。住民が自分の地域の実状や行政に望むべきことを述べ、行政が担当部局の考え方や関連部局の認識の状況、県や国の対応などを語る時、住民と行政の間で初めて共通の理解が生まれてきます。そのうえで、どのようなまちの将来像を描くのか、どうすればまちづくりの課題をひとつでも解消できるのか、少しでもまちづくりの目標に近づくことができるのかについて一歩進んだ議論ができるようになります。

イ．まちづくりに対する住民の意識の向上

ワークショップを行い、住民が自らの地域を見直すことによって、まちづくりに対する意識が向上します。実際に、ワークショップを契機にそれまであまり積極的な関係を持たなかった商店街、町内会と地域の住民が協働でまちづくりに取り組む体制ができた例があります。町内会を中心とした従来型の地縁的コミュニティが力を弱める中、ワークショップを通して、新しい地域ネットワークの「芽」が形成される可能性があります。

具体的な手続き

ア．基本的構成

ワークショップの基本的構成として、オリエンテーション グループ活動 全体討議の3段階が考えられます。オリエンテーションでは、主催者がワークショップの目的と構造を説明し、次のグループ活動を行ううえで必要な情報を参加者に簡潔に提供します。グループ活動では、目標を達成するための課題を遂行したり、シミュレーション・ゲームへ参加するなどの組織的な活動を行います。そして、全体討議では、各グループの成果を全体で討議・評価し、最重要項目に優先順位を与える、といった流れです。グループに分かれて作業や基礎的議論を行うのは、参加者が均等に発言や役割分担を行うためには6人前後といった数が目安になるからです。

イ．その日の成果をどう表現するか

ワークショップの内容を検討する際に重要なのは、最終的にその日の目に見える成果を何にするかということイメージする事です。まちづくりの課題などを記入した地図をつくるのか、何か優先順位を確認するために投票結果をグラフ化したものをつくるのか、まちづくり物語のシナリオと絵コンテをつくるのかなど、参加者が当日のワークショップで「みんなの力でこんな成果ができた」という満足感を感じることができる具体的な対象を明確にするということです。重要なのはその成果を視覚的に美しくすることです。そうすることによって、グループ作業の結果を全体で確認する際、より参加者の満足感が高まります。

ウ．作業は単純に

ワークショップで行う作業は単純に、成果は思わぬ発見があるように工夫することが望まれます。じっくり考えないとできない作業であれば、参加者に良い考えが浮かばないと、その人自身不快な思いに捕らわれます。グループ作業はメンバーの誰かに正解を求めるものではなく、メンバー全員の多様な視点を寄せ集め、何か今まで気づかなかった本質が見えてくることを期待するのです。そのため、ワークショップの手法ではゲーム性が強いものが採用されることが多いようです。

(4) フィールドワーク

意義

フィールドワークは、まちの現場における住民の共同学習の場です。これは、最近では「まち歩き」とも言われ、机上の統計データ分析では把握しきれない「まち」の実際を、その現場へ出かけて見聞きし、体験し、感じ、様々な発見をするために重要なものです。したがって、フィールドワ

ークの本質は、単に「歩く」ことではなく、問題意識をもって、立ち止まり、寄り道をし、あるいは逆戻りして、「まち」の実際を見聞きすることにあります。日常見慣れた風景は、空気みたいなもので「何かがある」ということを意識しないことが多いものです。たとえば、道ばたにどのような植物がみられるのか。歴史を感じさせる古い建物がどこにあるのか。どんな形や素材をつかった建物がが多いのか。体の不自由な人の立場になって考えたとき、「まち」にどのような問題があるのか。いろいろと視点を変えれば、日頃見慣れた風景の中に必ず新しい発見があります。逆に考えると、机に向かった議論だけでは環境に対する事前の思い込みに左右され、他人の見方、考え方に共感を見い出す機会を逸する可能性があるということです。一緒に歩くことによって、思わぬ発見などを共有し、その中から創造的な議論ができる第一歩が踏み出されると言えましょう。

合併は、歴史を学び、将来を展望する良い機会です。現場へ出かけることで、普段気づくことのなかった地域資源を知り、市町村建設計画の将来ビジョンの中に生かしていくことができます。

合併することによって、住民にとってこれまで知らなかった市町村の区域が自らの住む市町村となることから、合併関係市町村がお互いにアイデンティティを共有できることが、合併後一体性を確保するためにも重要なことです。また、これまでその地域に住んでいなかった住民の人ほど、新たな発見をし、市町村建設計画へ新たな提案をすることができるのではないのでしょうか。

留意点

ア．対象範囲

最初に、フィールドワークの対象範囲を設定します。市町村建設計画は合併関係市町村全域にかかる計画であるため、一人でその全域を見ることは困難であると予想されます。したがって、担当地域を決める必要があるでしょう。

イ．グループで歩く

人員配置については、単独行動ではなく、グループで歩くことが基本です。地区別に歩くような場合は、土地勘や道路事情など、その地区に詳しい人がいると歩きやすくなります。そして、皆で歩きながら色々と話すことが重要です。何でも気づいたことは、遠慮なく語り合い、相互に刺激し合うことで、確認作業や新たな発見が可能となります。

また、複数で行動することで、写真やビデオを撮る、メモを取る、地

図上に記録する、といった作業を分担することができます。

ウ．見るポイントを決めておく

見るポイントや行程は、あらかじめ、地図や各種資料をもとに決めておきます。フィールドワークが市町村建設計画にどのように生かされるのか、その内容や目的に照らして、「どのような視点で何を見るのか」という全体方針を決めておくことが重要です。

エ．メモを取る

歩きながら気がついたことは、メモを取ります。基本は、歩きながら集まってくる情報を、地図上に書き込むことです。言葉だけでなく、イラスト、矢印、記号等も活用し、視覚的にわかりやすいようにします。

オ．結果の整理

結果の整理は、できるだけその日のうちに行うようにします。「今日はどんな情報が集まったか、どんなことに気がついたか」といったことは、新鮮なうちに皆で話を持ち寄り、まとめて記録しておきます。

カ．回数

フィールドワークの回数は、可能な限り多くすることが重要でしょう。平日と休日、昼と夜あるいは季節による変化といった対比により、異なった「まち」の側面を発見することができます。

効果

フィールドワークの効果としては、上述したワークショップと同様、行政側と住民側が一緒に歩くことによって、互いの意識の垣根が低くなることや、住民が改めて自分の地域を自らの足で見つめることによって、まちづくりに対する意識、住民意識の向上が期待できます。

(5) インターネット

インターネット利用の意義

市町村建設計画を策定するにあたっては、住民参加を促進し、住民の意向を把握することが欠かせませんが、建設計画の存在を知らない、あるいは存在を知っていても無関心であったり、否定的である人たちの協力を得ることはできないでしょう。しかし、今回策定される建設計画を広く認知、理解してもらい、これから進めるまちづくりの根拠として活用していくためには、住民の誰もがその策定の過程及び結果を知ることができるようにしなければなりません。

また、建設計画に関心を持っているにもかかわらず、仕事があるために

参加することが困難な住民や興味を持つ人たちからの意見を効率的に集め、建設計画の質を高めることが必要です。

このような点を踏まえると、インターネットの利用によって、計画を素案段階から公表して広く住民に周知し、さらに、住民から意見を募集する手法が今後求められます。

留意点

ア．わかりやすく

インターネットでは、情報を短時間で閲覧し理解する必要がありますから、市町村建設計画の概要が容易に把握できる工夫をすることが必要です。その際、より平易な表現を使用し、基本的な論点を明示するなど、住民にとって理解しやすくしなければなりません。計画素案の全容という詳細な情報は、住民が自らダウンロードできるファイルとして掲載するなどの工夫により、住民への計画内容とその関連情報の提供を円滑にすることができます。また、会議室やメーリングリストなどによる住民相互、住民・行政間の情報交換機能を付加し、行政や専門家による住民対応スタッフを充実することも考えられます。

イ．意見反映

インターネットを通じて市町村建設計画を公表し、意見を募集することによって、住民から電子メールで寄せられた意見に対しては、何らかの反応を示す必要があります。メールで返事を出すだけでなく、意見を合併協議会に報告して検討したり、報告書として冊子にまとめて公共施設に配布、インターネットに掲載することも考えられます。また、頻繁にある質問と回答の掲載をするとともに、代表的な意見の計画への採否の結果を示し、その理由を掲載することも必要です。

このように、収集した意見とそれに対する検討結果の定期的な報告をすることは、住民の信頼を得るために重要な意味を持ちます。

ウ．複数チャンネルの確保

インターネットは、情報提供の作成が容易で、しかも双方向性を持つ媒体ですが、参加者層が限定されるため、地域レベルの参加に十分に 대응することができません。現時点では複数のチャンネルの一つとして利用することが適切です。

エ．効率的な参加

インターネットのような双方向性の強いメディアが普及するにつれ、直接、住民が政策の形成過程に参加できる機会が広がります。その結果、

多くの住民が意見表明をすることが可能となりますが、その意見の対応に多くの労力や時間を費やすことによって、市町村建設計画の策定に混乱を来すようでは困ります。

広く住民に市町村建設計画の情報を提供するとともに、個人の直接的な策定過程への参加を可能にすることは、実効性のある計画づくりにとって極めて重要ですが、一方で、そのことによって策定作業が非効率にならないように、多くの住民による参加を効率的に進めることへの配慮も十分になされるべきです。

以上のような住民意向把握のための住民参加の手法は、それぞれ一長一短あり、優劣を単純に比較することはできません。したがって、それぞれの特性を踏まえて、複数の手法を組み合わせることが望ましいと考えられます。

ここでは、住民参加の体制づくりに焦点を当てましたが、公聴・広報活動の充実も図っていく必要があります。公聴・広報については、広報誌、地区別の住民説明会等により市町村建設計画に対する住民の理解を深めるとともに、公共施設や各世帯等へ建設計画案やパンフレットを配置又は配布し、できるだけ多くの住民が建設計画に接することができるよう努める必要があります。

もとより、公聴・広報活動や住民参加の呼びかけは、計画策定時のみに行えばよいというものではなく、今回の建設計画策定を契機に住民の参加意識が向上し、合併後においても継続的に住民によるまちづくりが行われるようになることが望まれます。

4 県知事との事前協議

(1) 事前協議の法的根拠

合併協議会は、市町村建設計画を作成しようとするときは、以下のよう
な理由から、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事
に協議しなければなりません。（合併特例法第5条第3項）

協議は、協議申請後、県における所要の調整を経て、知事から異議な
い旨の回答を受けて、合併協議会は完成した市町村建設計画を総務大臣
及び知事に送付することとされています。（合併特例法第5条第4項）

ア．市町村建設計画に都道府県事業を位置づけることができることか
ら、都道府県知事と事前に調整を図る仕組みが必要であること。

イ．合併の可否を最終的に判断する議会や住民に対し、合併に関する
判断材料を提供するという市町村建設計画の性格にかんがみ、そ
の内容をより適切かつ実効性のあるものとするためには、第三者
的立場にある都道府県が計画作成等に当たって必要な相談等に
応じるなどの措置を講じることが適当であること。

ウ．合併市町村という特定地域における県民への行政サービスの水準
が合併によりどのように変化するか等について、都道府県として
も事前に承知しておく必要があること。

(2) 事前協議の対象

市町村建設計画に係る協議を行う際、大きく分けて以下の2つの
ものが具体的な協議の対象となります。

市町村建設計画書（本文）

市町村建設計画における県の根幹事業（市町村が実施する県の補
助事業を含む）

「県の根幹事業」とは

合併市町村の建設の基本方針を実現するための事業のうち、合併特
例法第16条第6項の趣旨にも鑑み、合併市町村の建設及び一体性の
確保のため都道府県自らが実施する事業。平成7年の改正により明確
に位置付けられたもの。（合併特例法第5条第1項第2号）

(3) 市町村建設計画書(本文)に係る協議内容

ア. 協議を受ける県としての基本的な考え方

(ア) 全般的事項

県は、市町村建設計画に示された合併後のまちづくりについて、以下のような視点から検証するとともに、広域的な立場で、他地域とのバランス、県土の均衡ある発展、より広域的な地域振興の視点等から助言を行います。

(視点)

- ・市町村を取り巻く環境変化から見た妥当性(少子高齢化・財政の現状)
- ・国や県の政策の方向性から見た妥当性(国・県の計画との関連、取り組むべき課題の掲載有無)
- ・合併の効果から見た妥当性(広域的課題への対応、事業の重点化)など

(イ) 新市町村における県の事業(市町村建設計画中に県が新市町村で実施する事業として記載される部分)

実施主体が県となる事業については、合併協議会からの協議をベースに県総合計画などの県計画との整合性あるいは事業の実施可能性等について検討します。

イ. 協議結果の整理

(ア) 全般的事項

県として改めて検討していただくことが適当と思われる事項について助言を行います。最終的な判断は合併協議会が行うこととなります。ただし、国又は県が実施主体となる事業については、十分なすり合わせが必要となります。

(イ) 新市町村における県事業

「新市町村における県事業」については、基本的に県の意見を尊重いただくこととなります。

(4) 市町村建設計画における県の根幹事業(市町村が実施する県の補助事業を含む)に係る協議内容

ア. 協議を受ける県としての基本的な考え方

県としては、県土全体の発展や地域全体のバランス、さらには、合併市町村における住民ニーズや市町村を取り巻く環境変化等を踏

まえた取組みなど、広域的な地方公共団体として、合併市町村の建設や一体性の確保のために真に必要なと思われる事業について、自らも積極的に取り組む必要があると考えております。

しかし、協議時点においては、予算の確保や事業箇所の特等が困難なケースも多いことから、主に事業そのものの実施の可能性等について判断することとしております。

イ．県知事との協議の対象となる事業の範囲

協議の対象とするのは、県が実施主体となる事業（国庫補助事業及び単独事業）、市町村が事業主体となる県補助事業が対象となります。

法令上、県に事業の実施あるいは補助が義務づけられているものについては、原則として協議の対象から除きます。

（協議の対象から除く具体的な事業の例）

老人保健事業、介護保険事業、民生委員活動事業（手当支給）など

ウ．協議結果の整理

協議にあたっては、その時点における事業の実施可能性等に関する、県としての判断を、以下のカテゴリーに分類して回答することとします。

その結果、意見等があれば再協議となります。

- …事業実施は可能と考えます。又は、既に実施中の事業です。
- …事業実施を前向きに検討できる事業です。
- …現時点では、県として事業を実施することは困難と考えますが、今後、事業実施に向けた課題が解決されれば、将来的には実施を改めて検討できる事業と、現時点では事業の可能性について明確に判断が出来ない事業です。
- ×…現時点では県が主体となって事業を実施することは極めて困難な事業です。

（例：実施する事業メニューが存在しない 等）

なお、県知事との協議で事業実施が可能（ ）、又は事業実施を前向きに検討できる（ ）とした事業については、県としても合併市町村の要望等を踏まえつつ、毎年度の予算編成において、具体化していきます。

(5) 協議の流れ

都道府県知事との協議については、内々協議、内協議などの事前のすり合わせを行った後に、正式に協議を行うこととしております。

このような流れとしているのは、内々協議等における県からの意見等を参考にして、建設計画の内容をより一層適切かつ実効性のあるものにしていただく必要があると考えているからです。

主 な 流 れ	期 間
市 町 村 建 設 計 画 (案) の 作 成	
市町村建設計画(素案)に係る県知事との内々協議(地域振興局)	↑ ↓ 1ヶ月
市 町 村 建 設 計 画 (案) の 修 正	
市町村建設計画(案)に係る県知事との内協議(本庁)	↑ ↓ 1ヶ月
市 町 村 建 設 計 画 (案) の 決 定	
市町村建設計画(案)に係る県知事との正式協議(本庁)	↑ ↓ 1ヶ月
県 知 事 が 異 議 な い 旨 を 回 答	
市 町 村 建 設 計 画 の 決 定 (合 併 調 印)	
総 務 大 臣 及 び 県 知 事 に 対 して 送 付	
総 務 大 臣 が 国 の 関 係 行 政 機 関 の 長 に 送 付	

■の部分、県協議の手続きであり、具体的な書式等を後述します。

(6) 県知事との協議に必要な提出書類

ア. 内々協議(地域振興局との協議)

- ・市町村建設計画に係る内々協議について（依頼）
- ・市町村建設計画に係る今後の予定
- ・市町村建設計画（素案）
- ・市町村建設計画事業一覧

参考 1

参考 2

参考 3

参考 1

○○第□□□号
平成○○年○○月○○日

○○地域振興局長 様

○○合併協議会
会長 □□ △△
(公印省略)

市町村建設計画に係る内々協議(内協議)について(依頼)
このことについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項及び第2項に基づく市町村建設計画(素案)を策定しましたので、同法第3条に基づく正式協議に先立ち事前に協議します。

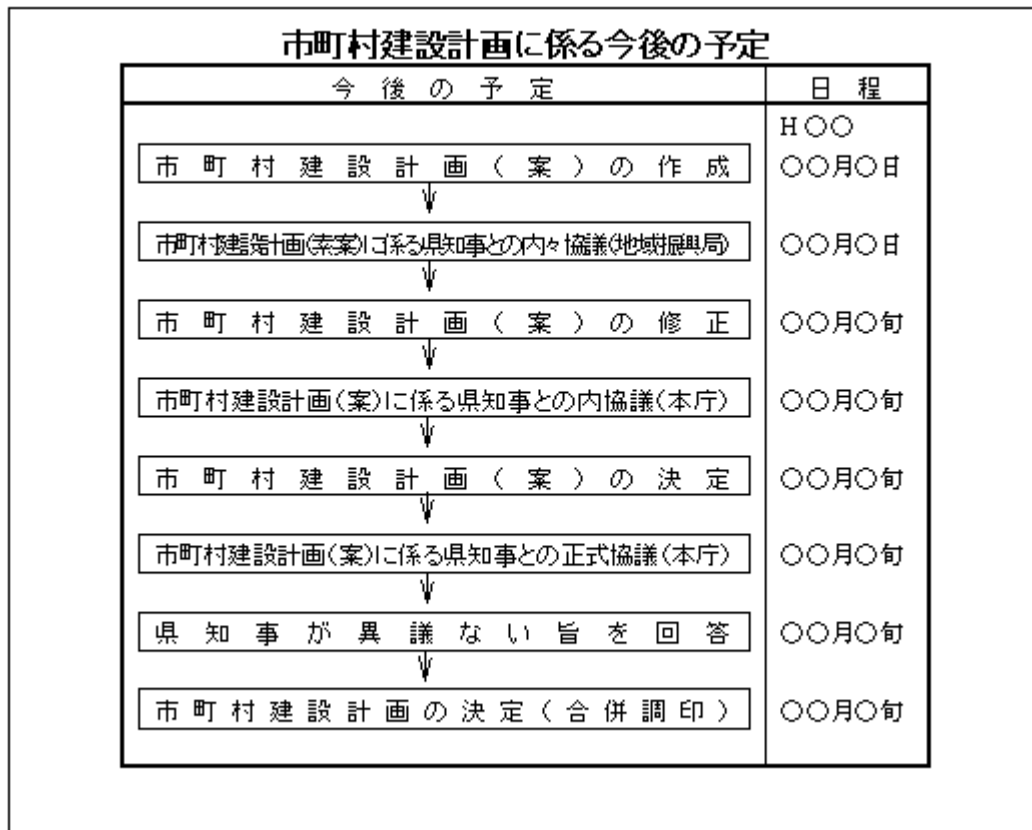
記

添付書類

- ・市町村建設計画に係る今後の予定
- ・市町村建設計画(素案)
- ・市町村建設計画事業一覧

連絡先
○○○○

参考 2



参考3

【市町村建設計画事業一覧に掲げる項目】	
1. 協議を行う事業の概要 ・建設計画上の分類 ・事業内容 ・事業期間 ・事業主体 ・事業実施場所 ・計画期間内の事業費 ・事業内訳(財源内訳) ・適用事業メニュー及び担当機関(省庁名) ・備考	} ※内々協議の際に合併協議会が記入
2. 内々協議に関する県の回答 ・所管部 ・本庁所管課名 ・地域振興局等担当部局(部等、担当課) ・地域振興局等の意見 ・事業の実施可能性の判断	
3. 内々協議における県の回答に対する合併協議会の意見 ・今後の対応	} ※内々協議の際に合併協議会が記入
4. 内々協議に関する県の回答 ・県の意見 ・事業の実施可能性の判断	

イ. 内々協議に関する県の回答

- ・市町村建設計画に係る内協議について(回答) **参考4**
- ・市町村建設計画に対する意見【 地域振興局】 **参考5**
- ・市町村建設計画事業一覧 **参考3**

合併協議会が内々協議の際に提出した書式に県の回答を書き加えたもの。

参考4

〇〇合併協議会 会長 〇〇 △△	〇〇第〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇地域振興局長 (公印省略)
市町村建設計画に係る内々協議(内協議)について(回答) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で協議のあったこのことについては、別紙のとおりです。	
	連絡先 〇〇〇〇

参考 5

〇〇〇市町村建設計画に対する意見(内々協議・内協議)【〇〇地域振興局】			
部(課)名	意見箇所	県の意見等	対応内容
〇〇部〇〇課 (担当名)	△△頁 「1-1〇〇〇〇〇〇」	〇〇〇〇〇〇・・・・ ・・・・・・・・・・。	

ウ. 内協議(県本庁との協議)

- ・ 市町村建設計画に係る内協議について(依頼) **参考 1**
- ・ 市町村建設計画に係る今後の予定 **参考 2**
- ・ 市町村建設計画(案)

内々協議の段階から修正のあった部分にアンダーラインを引いたものを別葉で一部提出

- ・ 市町村建設計画事業一覧 **参考 3**
県が内々協議において回答した書式に、回答に対する合併協議会としての意見を書き加えたもの。

- ・ 市町村建設計画に対する意見への対応 **参考 6**
以上の書類については、地域振興局に提出してください。

参考 6

〇〇〇市町村建設計画への県の意見に対する対応【〇〇合併協議会】			
1. 前回からの変更点			
修正箇所	修正内容	修正理由	備考
△△頁 「1-1〇〇〇〇〇〇」	〇〇〇〇〇〇………… …………。	〇〇〇〇〇〇………… …………。	
※県の意見以外の部分で内々協議の段階から変更された部分を記入。			
2. 県の意見を踏まえての対応			
部(課)名	意見箇所	県の意見等	対応内容
〇〇部〇〇課 (担当名)	△△頁 「1-1〇〇〇〇〇〇」	〇〇〇〇〇〇・・・・ ・・・・・・・・・・。	△△△△…………… ……。
※県の意見を受けての対応内容について、記入。(参考5の様式を活用)			

エ. 内協議に関する県の回答

- ・市町村建設計画に係る内協議について（回答） **参考 4**
- ・市町村建設計画に対する意見 **参考 5**
- ・市町村建設計画事業一覧 **参考 3**
合併協議会が内協議の際に提出した書式に県の回答を書き加えたもの

オ. 正式協議

- ・市町村建設計画に係る協議について（依頼） **参考 7**
- ・市町村建設計画に係る今後の予定 **参考 2**
内協議の際に提出されたものと変更がある場合のみ提出してください。
- ・市町村建設計画（案）
前回から修正のあった部分にアンダーラインを引いたものを別葉で一部提出。

参考 7

熊本市知事 ○○ ○○ 様 (○○地域振興局(経由))	○○第□□□号 平成○○年○○月○○日
	○○合併協議会 会長 □□ △△ (公印省略)
市町村建設計画に係る協議について(依頼) このことについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項及び第2項に基づく市町村建設計画を策定しましたので、同法第3条に基づき協議します。	
記	
添付書類 ・市町村建設計画に係る今後の予定 ・市町村建設計画(案)	連絡先 ○○○○

5 計画策定における留意事項

(1) 合併関係市町村の現状を踏まえる

各合併協議会における建設計画策定の意義を明確にすること

建設計画の策定に着手する前に、あらかじめ地域の実情に応じて建設計画の位置付けや建設計画策定の意義を、明確にし、合併協議会としての策定の方針を定めておくことが、その後の円滑な計画策定にも繋がるものと考えます。

現状分析を十分に行うこと

建設計画を策定するには、まず現状を認識し、その中から現状の問題点や将来の予測を見極めなければなりません。そのためには、基礎的な調査に基づいて現状分析を十分に行う必要があります。したがって、市町村や地域が現在どのような課題を抱えているのか、市町村がその課題を解決するうえで、どのような問題点があるのかを正確に把握する必要があります。

市町村を取り巻く環境や変化を認識すること

市町村を取り巻く環境変化を考慮する必要があります。具体的には、少子高齢化、国際化、高度情報化、価値観の多様化・成熟化、経済のソフト化・サービス化等のトレンドがあげられます。

特に、高齢化については、どのようにすれば地域資源や高齢者の能力を生かした、個性と活力ある地域社会をつくることができるのかという、高齢社会に対するビジョンが必要です。その他のトレンドについても同様であり、そうした変化に敏感に対応し、積極的に地域づくりに取り組んでいくという姿勢が必要です。

地域の資源・能力を認識すること

人がそれぞれ異なる個性を有すると同じように、市町村も優れた個性を有しています。自然と人が存在し、そこに人の営みの歴史がある限り、地域にも個性があり、さらに多くの努力が積み重ねられることにより、その個性は多様化・高度化していきます。地域の良さ（資源や能力）を生かして、さらにその価値を高め、足りないものは補う努力をすることが、地域の魅力を増加させる最適の手段であることは言うまでもありません。

地域資源を検討する際には、地域自体の持つ資源とあわせて、住民のマンパワーを見極め、「そうした力を生かせば何ができるか」を含めて検討する

必要があります。高齢化率の高い地域は、見方を変えれば、知識・経験を積んだ人材の多いポテンシャルの高い地域です。また、居住する外国人や外国出身者は、地域の国際化の橋渡しとなる可能性のある人材です。こうしたマンパワーを地域づくりに生かすことは地域にとっても住民にとっても非常に重要です。

現在の計画の反省点を整理し活用すること

合併関係市町村において策定されている総合計画等の達成状況等を評価して、不十分な分野についてはその原因の究明・分析を行い、その反省点を市町村建設計画の策定に生かす必要があります。

例えば、主要な事業計画が執行できなかった場合、その原因は計画の内容上の問題か、手続き上の問題か、財源が確保できなかったのか、又はその他の外的要因によるもののかなど原因の究明・分析が必要です。

(2) 住民と行政が一体となった取組み

検討状況や検討成果について情報を公開すること

今後は、住民と行政が情報を共有し、お互いに対話し協力し合いながらまちづくりを推進していくことが必要であり、そのためには、建設計画策定においても行政からのお知らせに留まらない、双方向の対話のシステムづくりを進めていくような情報提供が求められます。

例えば、「道路や学校を良くしてほしい」というような地域の身の回りのわかりやすい課題に対しては住民から積極的に意見が出てくるのが期待できますが、市町村建設計画のような技術的でヴァーチャルな課題については、住民から直ちに反応が返ってくることを期待することは困難です。むしろ、行政側から積極的に、わかりやすく住民に情報を提供していく必要があります。

住民が自分たちの「まち」に責任を持ち、まちづくりに積極的に参加していくための前提として、行政は、市町村建設計画策定のプロセスにおいて常に情報公開・情報提供をしていかなければなりません。そして、住民のニーズを可能な限り施策に反映させていくことが重要です。反映できない場合は、その理由を示すことも必要です。

市町村建設計画の表現について工夫すること

住民が計画策定に積極的に参加し、住民と行政が一体になってまちづくりを進めるためには、計画の内容が住民に十分理解され、コンセンサスを得られるものでなければなりません。このため計画自体の内容、構成を分かりやすくするとともに、計画書の表現を平易化・簡素化し、読みやすくすることが重要です。

協議会の検討を支える関係市町村に全庁的な推進体制を構築すること

市町村建設計画の策定に当たっては、市町村の企画調整部門が必要なデータの収集・整理から各事業部門の意見調整、素案の取りまとめ等まで様々な作業の中心的役割を果たします。

しかし、市町村建設計画はあらゆる行政分野にわたる総合的な計画であり、策定後の実効性を確保するためにも企画調整部門が単独で策定するのではなく、各事業部門が積極的に関与・協力し、相互に必要な意思の調整を行えるよう、市町村長のリーダーシップの下に全庁的な推進体制を確立して対応する必要があります。

また、市町村建設計画の策定作業は、職員の職務への関心を深める絶好の機会でもあります。各部・課長は、原案作成の前段階において職員の問題意識や施策のアイデアを吸い上げ、これを原案に反映させていく必要があります。また、企画調整部門には、職員が自らの担当分野以外においても施策やプラン等を出せるように提案制度を活用するなど、職員の参加を積極的に図ることが求められます。その結果、すべての職員が市町村建設計画策定への参画意識を持ち、引いては市町村合併さらには合併後のまちづくり全般への意識も高まることが期待できます。

(3) 市町村建設計画の策定意義を踏まえる

個性的で魅力ある地域づくりに配慮すること

近年、地方行政の方向は、均質的な社会の形成から個性的で魅力ある地域の形成を目指す方向に変化してきています。こうした動きは、社会経済の進展や住民のライフスタイルの多様化に加え、地方分権が実行段階を迎える中、今後ますます大きくなっていくものと思われます。

このような動きに対応するため、住民と行政が一体となって、知恵を出し、工夫を凝らして、合併を契機として住民が誇りと愛着を持てる個性豊かな魅力ある地域づくりを推進していく方策について検討する必要があります。

合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実なものにすること

市町村合併を契機としたまちづくりへの期待から、市町村建設計画策定の際には様々な事業が検討されることとなります。しかしながら、仮に市町村建設計画に過大な事業を盛り込めば、計画の内容を実現することが困難になるばかりか、合併市町村の財政を、逆に悪化させることにもなりかねません。

市町村合併は新たなまちづくりのチャンスであると同時に、市町村を取り巻く環境の変化に対応できる行財政基盤の強化が主要目的となっていることを忘れてはいけません。

真に合併市町村の建設に資する事業を選択し、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画にする必要があります。

ハードの整備だけでなくソフトの充実を図ること

市町村は、住民の生活水準の向上に伴う行政サービスの高度化の要請に応えていかなければなりません。そのためには、必要なハードの整備と併せてソフト施策を拡大、充実させる必要があります。公共施設の活用方法や人材の育成などを重視し、計画の中に具体的に盛り込んでいくべきです。

国や県の計画との調整に努めること

市町村建設計画は、市町村という特定の地域を対象とした計画ですが、この他にも各種の法律等に基づいて、その市町村を含んだ広範囲にわたる計画が国や県等において数多く策定されています。

市町村建設計画を策定していく場合、これらの計画との整合性が保たれるよう相互に調整する必要があり、また諸機関との関係についても配慮する必要があります。その場合、行政全般にわたるような県の計画については、その対象範囲が広いため企画調整部門において総合的な見地から検討することが望まれ、また、各分野別の計画については具体的な施策や事業を熟知している担当部門において調整していくのが適当です。

市町村建設計画の実効性を確保すること

市町村建設計画は、合併後この計画に沿って行政運営が行われますが、計画自体がいかにも優れたものであっても、計画に基づいて行政運営を進めるといふ強い姿勢と住民の協力がなければ計画の実現は不可能です。

また、建設計画に沿って行政運営が行われているかどうかを検証し、成果を評価することによって、当該計画の実効性を担保すると同時に、そうした

評価は、新市町村において総合計画を策定する際の判断材料としていく必要があります。

市町村建設計画の実効性を確保するために、企画調整部門は、実施された施策により計画（目標）がどの程度進んだか（達成されたか）を毎年度確認し、実施された施策がどの程度有効であったかを評価する必要があります。